

但以理書 終

卷之三

第一回 これコヌの王ラヤ、ヨヌ、アヌ、ヒセキヤの世ヌカラエルの王ヨアシの子ヤヌヘアの世ヌにヘエリの子ホセアに歸めるエホヌの言ヌリニホははじめホセヌによりて語りたまへる時エホハヤに宣しく汝のにて淫行の婦人を娶り注行の子等を取れこの國ヌホバに遠ざかりてはあしたじ淫行を本せんあり是においで彼ゆきてテラトムの女子ゴメル妻に娶りけりの婦はらみて男子も産みかねば彼にいひたまひける汝の名をエヌレルの女ホタム妻に娶りけりの婦はらみて男子も産みかねば彼の家にむへりスラエルの家の國どはうほづべき心ありホるの日われエスマルの谷にてスラエルの弓を折へしとメルまた孕みて女子を産ければホハセヌ言たまひける汝の名をロヌマリセ然ざわれエダの家をあされぬふの神ヌホバによつてはすくべん我弓劍、戰、馬、駒、兵あふる汝の弓を折ねぬ者(さう)と名へしる我おはやヌヌアルの家をあまれみて敵すが如ひては崩ひふけれども(崩はれぬ者)と名へしる我おはやヌヌアルの家をあまれみて敵すが如ひては崩ひふけれども

口 頃〇廿二・五四
ロ 好くいりしがる事なればありたゞ詛ひ偏り凶殺盗み姦淫のみにして互に相襲ひ血につゝき
ハ 流るこのゆゑにう地うれひに法づみにすぢもののみ不野のけもの空の内りにあふるゝへ海み
本田七〇二十一
ニ 番〇六〇八二・四四
ト へ那五〇丙五十五
本十丁七〇二十二
リ リ何丁三〇六番馬三〇九罪
ス 蘇井四〇二耶三〇一
ル 基一〇六番六考〇一四
カリタ禁四〇廿四〇廿九
ヨ 桜を辱に變へん彼らへわ公民の罪をくらひ心をかためてるの罪をかすを願へりこのゆゑに公の遇
ス さえはなかれ大それの祭司もまた同じでわれの途をかれにきたせらせる行為をもててくゆべしからら食
ム ふでころの祭司もまた同じでわれの途をかれにきたせらせる行為をもててくゆべしからら食
ハ へども飽ず注行をあせらせるの心をエホバにとむることを止めたり注行と酒と新しく
酒さけ世人にうらばふわの民木にむかひて事をとふらの木かれらに事を止め是からら注行の靈に
ヨ もともざれうの神の下を離れて注行を爲すありヨクらハ山々の嶺にて犧牲を獻げ岡の上にて香を燃ぐる
タ 樹楊栗樹の下にてこの事をおてなふ此のうの樹蔭の美しさによりてなりことをもてんちの女子ハ
ア 国七〇七難〇廿八
ヨ 七経〇廿四〇廿七
カリタ禁四〇廿四〇廿九
ヨ 俗那三〇七
サ 婦かんいんをおこなへても刑せじ其のなんがらもみづから離れゆきて妓女ともして居り淫婦モカをもすが
物どうあふれべなり語らざる民のはうぶへし五メラニより汝注行をなすともニダに罪を犯さする物れ
キルガルに往あかれベテテノ上なるなかれエホバの活くど曰て誓ふなけれキスラニルハ頑強なる牛
ソ 佐伊何〇廿五丁十
ソ 佐伊國〇廿四丁九
ナチニ國〇六〇六七〇八〇五
五 五
の ごくく小頑強なり今ホバ羔羊をひろき野にはあてるの如くして之を牧むるチライムの偶像にむ

